**平成２９年（フ）第２号**
新潟市東区物見山３丁目13番31号　コーポラス水島物見山201、前住所千葉県茂原市押日1215番地237
債務者　本間　奈美（旧姓秋葉）
1　決定年月日時　平成29年２月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月17日まで　新潟地方裁判所民事部

**平成２９年（フ）第３号**
新潟市東区中山６丁目３番１号
債務者　澤田　　豊
1　決定年月日時　平成29年２月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月17日まで　新潟地方裁判所民事部

**平成２９年（フ）第９号**
新潟市北区松浜５丁目10番地１　市営住宅はまなす314号
債務者　近藤　成秀
1　決定年月日時　平成29年２月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月17日まで　新潟地方裁判所民事部

**平成２９年（フ）第１１号**
新潟市西区寺尾西５丁目18番６号
債務者　新間　智明
1　決定年月日時　平成29年２月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月17日まで　新潟地方裁判所民事部

**平成２９年（フ）第１４号**
新潟市南区臼井1433番地７
債務者　渡辺　　聡
1　決定年月日時　平成29年２月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月17日まで　新潟地方裁判所民事部

**平成２８年（フ）第３２３号**
金沢市笠舞本町２丁目29番11号　ＣＡＳＡ笠舞本町105号、従前の住所富山市本宮167番地
債務者　岩村　寛佑
1　決定年月日時　平成29年２月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月17日まで　金沢地方裁判所民事部

**平成２８年（フ）第３５７号**
金沢市近岡町180番地３、従前の住所石川県輪島市気勝平町52番地19
債務者　白崎　高行
1　決定年月日時　平成29年２月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月17日まで　金沢地方裁判所民事部

**平成２９年（フ）第５号**
金沢市古府２丁目311番地　ホワイトシティ202号、住民票上の住所石川県七尾市藤野町リ部23番地５（従前の住所）石川県野々市市高橋町５―28（従前々の住所）石川県七尾市矢田町ワ部27番地14
債務者　島﨑塗装こと　島﨑謙太郎
1　決定年月日時　平成29年２月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月17日まで　金沢地方裁判所民事部

**平成２８年（フ）第３０号**
石川県羽咋市大川町北新347番地16
債務者　島谷　晶代
1　決定年月日時　平成29年２月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月17日まで　金沢地方裁判所七尾支部

**平成２９年（フ）第９号**
長野県千曲市大字鋳物師屋383番地１　アトウレミヤサカＳ101
債務者　山崎　美一
1　決定年月日時　平成29年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月17日まで　長野地方裁判所上田支部

**平成２９年（フ）第１２号**
岐阜県瑞穂市生津天王町１丁目102番地　スカイハイツ藤橋　302号
債務者　平野理奈子
1　決定年月日時　平成29年２月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月17日まで　岐阜地方裁判所

**平成２８年（フ）第１９３号**
滋賀県近江八幡市安土町下豊浦4717―１　ニチカレ株式会社安土寮106・前住所滋賀県野洲市冨波甲400　ダイハツ工業エスポワール野洲Ｓ―514、住民票上の住所滋賀県彦根市金沢町880番地
債務者　野々村　学
1　決定年月日時　平成29年２月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月17日まで　大津地方裁判所彦根支部

**平成２８年（フ）第２６７号**
兵庫県伊丹市中央２丁目１番３号　301号
債務者　古田　浩二
1　決定年月日時　平成29年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月17日まで　神戸地方裁判所伊丹支部破産係

**平成２９年（フ）第１６号**
兵庫県伊丹市南本町６丁目４番20―303号
債務者　里山　陽子
1　決定年月日時　平成29年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月17日まで　神戸地方裁判所伊丹支部破産係

**平成２９年（フ）第４号**
兵庫県加古川市加古川町溝之口197―１メルヴェーユ大村301号、住民票上の住所兵庫県加古川市野口町長砂335番地の５
債務者　橋村　直和
1　決定年月日時　平成29年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月17日まで　神戸地方裁判所姫路支部

**平成２８年（フ）第２６７号**
奈良県大和高田市南今里町11番４号
債務者　古賀　克子
1　決定年月日時　平成29年２月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月17日まで　奈良地方裁判所葛城支部破産係

**平成２９年（フ）第１５号**
奈良県大和高田市大字土庫237番地14
債務者　川村　晋一
1　決定年月日時　平成29年２月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月17日まで　奈良地方裁判所葛城支部破産係